

## 通 知 書

冠省 当職は都市クリエイト株式会社（以下通知人といいます）の代理人として以下のとおり通知します。

貴殿におきましては、産業焼却炉対策協議会なる名義のもとで、『特別管理産業廃棄物焼却炉』って、何が怖いのか知ってますか？』と題するビラおよび「梶原地区建設予定産廃焼却炉事業者説明会に参加しよう！！』と題するビラを多数制作し、配布されています。しかし、次に指摘しますように、その記載には、今般通知人が高槻市梶原中村町に新設を予定しています焼却発電プラント（以下「通知人新設プラント」といいます）について、虚偽ないし根拠のない事実と異なる内容の記載があります。これらの行為は、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。つきましては、本書面到達後は、一切、上記ビラないしその他上記のような虚偽ないし根拠のない事実と異なる内容の記載した文書の流布行為

（文書によるものおよびインターネット上によるものその他手段は問いません）をやめてください。

1. 『特別管理産業廃棄物焼却炉』って、何が怖いのか知ってますか？』と題するビラについて

(1) 上記ビラにおいては、「特別管理産業廃棄物の持込」と題して、「感染性産業廃棄物（病原菌・ウイルス）」、「特定有害産業廃棄物（発ガン性を有する物質など）」、「廃油」、「廃水」、「廃アルカリ」、「指定下水汚泥」、「廃石綿（アスベスト）」、「水銀」といったものの記載があります。これらは、まるで通知人新設プラントにおいて、そのような物質を取り扱うかのような記載となっています。しかし、まず、通知人新設プラントでは、アスベスト、水銀、病原菌、ウイルス、指定下水汚泥を取り扱う予定はなく、通知人が扱うもので発がんすることは医学上ありえません。つきましては、その記載内容は、通知人新設プラントとは一切関係のないものです。このような文書を通知人新設プラントにかかる貴殿のビラにすることは、本件とは関係のない事実を記載して周辺住民等に誤解を与え、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。しいては、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。

(2) また、「都市クリエイトは、焼却炉の建設実績なし、運営も経験がありません」との記載があります。しかし、通知人は、アイテック株式会社（本社所在地：大阪市北区梅田3-3-10）のグループ会社で、同グループでは、大型プラントの保守・運転・管理・修理および焼却炉の運転管理を行いそれにかかる技術職員を約200

0人擁しております。かつ、全国15か所の焼却炉の運転・保守・管理・修理も行っていきます。このような実績のある充実したスタッフにおいて通知人新設プラントの運営を行う予定です。

したがって、上記の記載も、事実と異なるものであり、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。しいては、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。

(3) また、「大型運搬車が日に70台以上、交通量の多い国道171号線を通行します。粉塵・塵埃だけでなく、ひとたび交通事故が起きれば毒物が飛散します。」との記載があります。

まず、通知人新設プラントには、大型自動車は最大でも1日70台ほどの運搬が見込まれているということです。あくまで最大であり、通常はその半分程度の運搬数を見込んでいます。毎日70台以上の運搬があるかのような記載は事実と異なります。そして、通知人が国土交通省の国土王事事務所にて確認しましたところ、国道171号線では、1日当たり40800台もの自動車が通行しています。それに比べて70台の通行が増えるとしてもその占める割合は極めて小さいものです。この点、針小棒大な記載と指摘せざるを得ません。

そして、通知人新設プラント設置予定の土地は、その国道171号線に接しており、運搬車は、国道171号線から直接通知人新設プラントの敷地内に運行します。すなわち、周辺住民の生活道路を通行することはありません。このことを指摘することなく、「ひとたび交通事故が起きれば毒物が飛散します。」との記載は、まるで交通事故が生活道路で生じるとともに住民に直接毒物をかけるかのような記載となっています。これらの記載は、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。しいては、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。

なお、通知人は、新設プラントに入るのは日中だけで、かつ、出入口にガードマンを2名配置して、万全を期する予定です。

(4) 「有機物質の煤塵(ばいじん)飛散」として「ダイオキシン」と挙げ、「24時間稼働の焼却炉から毒物が飛散」と記載されています。しかし、通知人新設プラントにおいては、法律では1日1ナノグラム以下のダイオキシンの排出が法規制となっています。通知人新設プラントでは、この法規制の数値よりも少ない法定範囲内のダイオキシンの排出となります。無論、法は、人体に影響のない数値を基準として定めているものでありますし、通知人設置プラントではさらにこれを下回る量のダイオキシンの排出となりますので、健康被害は生じえないものといえます。

複写

高槻市内の既設の前島焼却炉におけるダイオキシン排出量を大きく下回っています。

つきましては、これらの記載も、やはり、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。しいては、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。

(5) また、「ハザードマップでは、5 m以上の水没地域です」「地下水脈を通じて、流域一帯を毒物が汚染します」との記載があります。

まず、焼却物の保管場所は通知人新設プラントの4階であり、密閉容器内において保管します。つきましては、万一5 mの水没があっても、流れ出すことはなく、溶出することはありません。

また、通知人新設プラント内の水は循環式をとっており、下水等により排水されることはありません。つきましては、住民の水源地が汚染されることはありません。

これらの記載も、やはり、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。しいては、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。

2. 「梶原地区建設予定産廃焼却炉事業者説明会に参加しよう！！」と題するビラについて

上記ビラにおいても、通知人新設プラントについて、「多種の危険廃棄物が持ち込まれ、有害化学物質が飛散する恐れ」と記載があります。

しかしながら、上記第1項(1)および同(4)の通りで、有害化学物質の飛散は、あくまで法定範囲内のものでしかありません。

つきましては、これらの記載も、やはり、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。しいては、通知人ないしその役員、従業員の名誉を棄損するものであり、かつ、虚偽風説を流布し通知人の業務を妨害するものです。

以上の通りですので、上記2つのビラは、いずれも記載に誤りがありますので、本書面到達後は、一切、上記ビラないしその他上記のような虚偽ないし根拠のない事実を記載した文書の流布行為(文書によるものおよびインターネット上によるものその他手段は問いません)をやめてください。

なお、貴殿がこれに応じていただけない場合は、通知人は、やむを得ず、刑法第230条の名誉棄損罪または刑法第233条の信用棄損・業務妨害罪として告訴を含めた刑事上の手続を執らせていただきます。また、当該名誉毀損行為ないし信用棄損・業務妨害行為により通知人が被った損害の額(新設行為の遅延による営業補償を含む)につき、民事裁判手続において、貴殿に対して損害賠償請求も併せてせざるを得ません。つきま

複写

しては、これらの点につき、充分ご留意上ご対応願います。

最後に、通知人は、地域の安心・安全を第一に運営していく所存ですので、どうかご理解を賜るとともに、良識ある活動をお願いします。

平成29年3月27日  
大阪市北区西天満3丁目6番3号  
西天満福岡ビル5階  
福本康孝法律事務所  
都市クリエイト株式会社代理人  
弁護士 福本康孝  
弁護士 水野成浩

産廃焼却炉対策協議会  
代表 上田博夫様

153

153

153

差出人 〒530-0047  
大阪府大阪市北区西天満3-6-3西天満福岡ビル5階福本康孝法律事務所  
都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 福本康孝 都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 水野成浩  
受取人 〒[Redacted]

産廃焼却炉対策協議会 代表 上田 博夫様

郵便認証司  
29. 3. 27

この郵便物は平成29年 3月27日  
第 10277365490 号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番：2017032715570600100001 号

新 東 京  
29. 3. 27  
12-18

大阪市北区西天満3丁目6番3号 西天満福岡ビル5階

福本康孝法律事務所

都市クリエイト株式会社 代理人

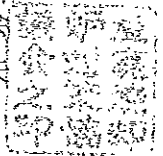
弁護士 福本康孝 先生

同 永野成浩 先生

平成29年3月30日

産廃焼却炉対策協議会

代表 上田博夫



### 回答書

冠省 貴職らが都市クリエイト株式会社を代理しての平成29年3月27日付通知書（以下「本件通知書」といいます。）に対し、以下のとおり回答いたします。

貴職らが本件通知書で名誉毀損、信用棄損・業務妨害と指摘している点はあたらなと思料いたしますが、当協議会は、本件通知書が到達する以前に、ご指摘の文書を改訂しており、今後、改訂前の文書を配布等、使用する考えはありません。

改訂後の文書について、ご意見がある場合は、改めてご連絡ください。

今後とも、当協議会の活動にご理解賜りますようお願い申し上げます。

草々

## 通 知 書

冠省 当職は都市クリエイト株式会社（以下通知人といいます）の代理人として以下のとおり通知します。

### 1. 看板およびのぼりについて

上牧自治会は、高槻市内に数か所、「『都市クリエイト』産廃焼却炉 建設反対！」と、通知人の社名を記載した形で、建設反対の看板を掲げておられます。また、同様に、「『都市クリエイト』産廃焼却炉 建設反対！ 上牧自治会」と、通知人の社名を記載した形で、建設反対ののぼりを掲げておられます。

上牧自治会が、産廃焼却炉建設反対の意思表示をされること自体は、その自由と考えます。しかし、それに併せて「都市クリエイト」と通知人の社名を記載することは、明らかに通知人の名誉を棄損するものであり、しいては通知人の営業を妨害するものであり、民事上のみならず刑事上も問題のある行為と言わざるを得ません。

つきましては、上牧自治会におきましては、本書面到達後1週間以内に、通知人の社名を記載した看板およびのぼりをすべて撤去していただくか、通知人の社名の記載を完全に削除してください。

### 2. 産廃焼却炉建設反対市民パレードについて

産廃焼却炉対策協議会は、本年4月6日（木曜日）に、掲記パレードを高槻市中心部で行うとのことです。

産廃焼却炉対策協議会がパレードを行うことについて、通知人は異議を申し上げるつもりはありません。しかし、万一、そのパレードの際に、「都市クリエイト」と通知人の社名を発声したりマイクを通して市民に聞こえるように通知人の社名をアナウンスするようなこと、また、「都市クリエイト」と通知人の社名を記載したプラカード、のぼり、たすきその他の衣装を掲げたり身につけたりするようなことがありましたら、いずれも、明らかに通知人の名誉を棄損するものであり、しいては通知人の営業を妨害するものであり、民事上のみならず刑事上も問題のある行為と言わざるを得ません。また、当然、そのパレードの際、通知人に対する暴言、事実でないことを大きな声や音で発言等をするようなことがあった場合も、同様に、通知人の名誉を棄損するものであり、しいては通知人の営業を妨害するものであり、民事上のみならず刑事上も問題のある行為と言わざるを得ません。

したがって、このようなことは厳に慎んでいただき、良識ある態様でパレードに臨まれることをお願い申し上げます。

### 3. 以上の通りですので、上牧自治会においては本書面到達後1週間以内に上記看板お

複写

よの旗（のぼり）の撤去ないし通知人の社名の記載の完全削除をしていただくとともに、産廃焼却炉対策協議会におきましては本年4月6日のパレードの際に上記通知人の社名を明らかにするような行為等を厳に慎んでいただくようお願いいたします。

なお、上牧自治会または産廃焼却炉対策協議会がそれぞれこれに応じていただけない場合は、通知人は、やむを得ず、刑法第230条の名誉棄損罪または刑法第233条の信用棄損・業務妨害罪として告訴を含めた刑事上の手続を執らせていただきます。また、当該名誉毀損行為ないし信用棄損・業務妨害行為により通知人が被った損害の額（新設工事の遅延による営業補償を含む）につき、民事裁判手続において、貴殿に対して損害賠償請求も併せてせざるを得ません。つきましては、これらの点につき、充分ご留意しご対応願います。

最後に、繰り返しますが、通知人は、地域の安心・安全を第一に運営していく所存ですので、どうかご理解を賜るとともに、良識ある活動をお願いします。

平成29年3月31日

大阪市北区西天満3丁目6番3号  
西天満福岡ビル5階  
福本康孝法律事務所  
都市クリエイト株式会社代理人  
弁護士 福本康孝  
弁護士 水野成浩

複写

産廃焼却炉対策協議会  
代表 上田博夫様

複写

複写

差出人 〒530-0047  
大阪府大阪市北区西天満3-6-3 西天満福岡ビル5階 福本康孝法律事務所  
都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 福本康孝 都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 水野成浩  
受取人 〒

産廃焼却炉対策協議会 代表 上田博夫様

郵便認証司  
29. 3. 31

この郵便物は平成29年3月31日  
第10277489725号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番：2017033114574500100001号

郵 東 令  
29. 3. 31  
12-18

大阪市北区西天満3丁目6番3号 西天満福岡ビル5階

福本康孝法律事務所

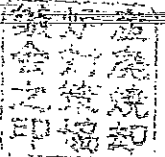
都市クリエイト株式会社 代理人

弁護士 福本康孝先生

同 水野成浩先生

平成29年4月9日

産廃焼却炉対策協議会  
代表 上田博夫



## 回答書

冠省 貴職らが都市クリエイト株式会社を代理しての平成29年3月31日付通知書（以下「本件通知書」といいます。）に対し、以下のとおり回答いたします。

本件通知書1項では、上牧自治会に対し、名誉毀損や営業妨害に該たることを理由に、看板やのぼりの「都市クリエイト 産廃焼却炉 建設反対！ 上牧自治会」という記載から、「都市クリエイト」の社名を削除するよう求めておられます。

しかし、「産廃焼却炉 建設反対」は意見の表明であり、反対する建設計画の主体が誰であるのか表示しなければ、何に対して反対意見を表明しているのか明確とはなりません。建設計画の主体を表示することは、表現の自由（憲法21条1項）で保障される意見表明に不可欠の要素です。上牧自治会の意見表明に、「都市クリエイト」の社名を表示しても、都市クリエイトの名誉を毀損したり、営業を妨害することにはならないものと思料いたします。

建設に反対する住民と事業者間の名誉毀損に関連する過去の判例（平成9年10月22日和歌山地裁判決、平成14年7月5日名古屋地裁決定、平成15年7月3日東京地裁判決等）を見ましても、社名を表示するどころか、より過激な表現であっても、名誉毀損は成立しないことが判示されております。

むしろ、住民が名誉毀損に該当しない表現をもって反対していたにもかかわらず、開発事業者が、これを名誉毀損にあたるとして住民を相手に損害賠償請求訴訟を提起したケースで、裁判所は、開発事業者の訴え自体を違法として、開発事業者に慰謝料を支払うよう命じた判例が存在するほどです（平成27年10月28日長野地方裁判所伊那支部判決）。



したがって、上牧自治会が看板やのぼりから「都市クリエイト」の社名を削除すべき明確な根拠が見いだせないことから、現時点においては、上牧自治会が、貴職らの要求に応じることはできません。

法律の専門家である貴職らにおかれて、本件と同様のケースにおいて、事業者の社名表示が名誉毀損にあたるとする過去の判例等、具体的な根拠をご教示いただけるのであれば、看板やのぼりから「都市クリエイト」の社名を削除することも検討させていただきます。何卒よろしくご教示ください。

草々

# 通知書

冠省 当職は都市クリエイト株式会社（以下通知人といいます）の代理人として、貴会から通知人に対して送付されました平成29年4月9日付書面につき、次の通り、回答させていただきます。

まず、貴会は、「産廃焼却炉 建設反対」は意見の表明であり、その対象となる建設主体を表示することも名誉を棄損したり、営業を妨害するものではないと主張されます。しかしながら、貴会は、以前に、「特別管理産業廃棄物の持込」と題して、「感染性産業廃棄物（病原菌・ウイルス）」、「特定有害産業廃棄物（発ガン性を有する物質など）」、「廃油」、「廃水」、「廃アルカリ」、「指定下水汚泥」、「廃石綿（アスベスト）」、「水銀」といった記載をしたビラを配布していました。しかし、それらの物はいずれも通知人が取り扱う予定のないもので、ビラを見た住民に誤解を与えるものでした。また、通知人は、アイテック株式会社（本社所在地：大阪市北区梅田3-3-10）のグループ会社で、同グループでは、大型プラントの保守・運転・管理・修理および焼却炉の運転管理を行いそれにかかる技術職員を約2000人擁しており、かつ、全国15か所の焼却炉の運転・保守・管理・修理も行っているにもかかわらず、貴会は、同じくビラに「都市クリエイトは、焼却炉の建設実績なし、運営も経験がありません」と記載し配布しました。これらは、不実を記載したもので、通知人の社名も記載していますので、明らかに通知人に対する名誉棄損や営業妨害に当たり得ます。そして、そのことについて、貴会より通知人に対する謝罪等の表示は一切ありません。したがって、このような、社名の記載と合わせた不実の記載等名誉棄損や営業妨害行為に値する行為に発展しないよう、高槻市内の看板およびのぼりについて警告をさせていただいているものです。

また、貴会は、以前、通知人に対して、今般の焼却炉建設にかかる開発行為について高槻市が許可等したのか、それは書面によるのか口頭によるのか、どの部署の誰によるものかなどとして、再三に亘り謝罪文を要求されました。それに対して、通知人は、貴会に対して、平成28年10月13日付の高槻市による文書の写しを添付して回答させていただきましたが、これに対する貴会のご回答をいまだに頂けておりません。この件に関する謝罪文を要求します。

また、貴会からの4月9日付の文書では、「現時点においては、上牧自治会が、貴職らの要求に応じることはできません。」とご回答されています。通知人は、あくまで、貴会に対して、貴会の見解を求めているものであります。上牧自治体の名を担ぎ出す必要はないと考えます。

最後に、繰り返しとなりますが、通知人は、地域の安心・安全を第一に運営していく

# 複写

所存ですので、貴会におきましては、どうかご理解を賜るとともに、良識ある活動をお願いいたします。

複写

平成29年4月10日  
大阪市北区西天満3丁目6番3号  
西天満福岡ビル5階  
福本康孝法律事務所  
都市クリエイト株式会社代理人  
弁護士 福本 康孝  
弁護士 水野 成浩

産廃焼却炉対策協議会  
代表 上田 博夫 様

複写

複写

複写

複写

差出人 〒530-0047  
大阪府大阪市北区西天満3-6-3 西天満福岡ビル5階福本康孝法律事務所  
都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 福本康孝 都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 水野成浩

受取人 〒 [Redacted]

産廃焼却炉対策協議会代表 上田博夫様

この郵便物は平成29年4月10日  
第10277714882号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番：2017041018490900100001号

郵便認証司  
29. 4. 10

郵 東 券  
29. 4. 10  
18-24

## 通 知 書

冠省 当職は都市クリエイト株式会社（以下通知人といいます）の代理人として、次の通り、回答させていただきます。

### 1. ビラの記載にかかる謝罪文の要求

まず、通知人は貴殿に対して、平成29年4月10日付書面にて、以前に貴殿が通知人に対して今般の焼却炉建設にかかる開発行為について高槻市が許可等したのか、それは書面によるのか口頭によるのかどの部署の誰によるものかなどとして再三に亘り謝罪文を要求されましたことに対して、通知人が平成28年10月13日付の高槻市による文書の写しを添付して回答させていただいたことに対して、貴会のご回答ないし謝罪文を要求していました。しかし、貴会に当該書面が到達してから1週間が経過しましたが、いまだに何らのご回答も謝罪文も頂戴しておりません。本書面を以って、改めて本件にかかるご回答ないし謝罪文を本書面到達後1週間以内にご提出いただきますようお願いいたします。

また、上記書面でも一部指摘させていただきましたが、貴会は、以前に、次のような記載をしたビラを配布しておりました。しかし、それらは、すべて不実の記載であるか、または針小棒大な記載で、徒に周辺住民の誤解ないし不安、恐怖感を招くものにほかならず、しいては、通知人の焼却炉プラントの建設を妨害するものにほかなりません。貴殿は、以前にこれらの記載について改定されたのことでしたが、このような不実の記載ないし針小棒大な記載をされたことに未だ通知人に対して謝罪文を頂戴しておりません。通知人としましては、以前に貴会が通知人に対して執拗に謝罪文を要求されていた経緯もありますので、本件について、本書面到達後1週間以内に、謝罪文の提出をしていただきますよう貴会に申し入れます。

①「特別管理産業廃棄物の持込」と題して、「感染性産業廃棄物（病原菌・ウイルス）」、「特定有害産業廃棄物（発ガン性を有する物質など）」、「廃油」、「廃水」、「廃アルカリ」、「指定下水汚泥」、「廃石綿（アスベスト）」、「水銀」といった記載をしたビラを配布していました。しかし、それらの物はいずれも通知人が取り扱う予定のないもので、ビラを見た住民に誤解を与えるものでした。

②通知人は、アイテック株式会社（本社所在地:大阪市北区梅田3-3-10）のグループ会社で、同グループでは、大型プラントの保守・運転・管理・修理および焼却炉の運転管理を行いそれにかかる技術職員を約2000人擁しており、かつ、全国15か所の焼却炉の運転・保守・管理・修理も行っているにもかかわらず、貴会は、同じくビラに「都市クリエイトは、焼却炉の建設実績なし、運営も経験がありません」と

複写

記載していました。これらは、不実を記載したもので、通知人の社名も記載していませんので、明らかに通知人に対する名誉棄損や営業妨害に当たり得ます。

③また貴会の配布されていたビラには「大型運搬車が日に70台以上、交通量の多い国道171号線を通行します。粉塵・塵埃だけでなく、ひとたび交通事故が起きれば毒物が飛散します。」との記載がありました。通知人新設プラントには、大型自動車が見込められていたとしてもそれはあくまで最大であり、通常はその半分程度の運搬数を見込んでいます。毎日70台以上の運搬があるかのような記載は事実と異なります。そして、通知人が国土交通省の国土工事事務所にて確認しましたところ、国道171号線では、1日当たり40800台もの自動車が行き交っています。それに比べて70台の通行が増えるとしてもその占める割合は極めて小さいものです。この点、針小棒大な記載と指摘せざるを得ません。

④さらに、通知人新設プラント設置予定の土地は、その国道171号線に接しており、運搬車は、国道171号線から直接通知人新設プラントの敷地内に運行します。また運搬車が出入りするのは日中だけで、かつ、出入口にガードマンを2名配置して、万全を期する予定です。すなわち、周辺住民の生活道路を通行することはありません。しかし、これらのことを指摘することなく、貴会の配布されていたビラには「ひとたび交通事故が起きれば毒物が飛散します。」と記載されていました。これは、まるで交通事故が生活道路で生じるとともに住民に直接毒物をかけるかのような記載です。これらの記載は、徒に周辺住民の不安ないし恐怖感を与えるものです。

⑤また貴会の配布していましたが、ビラには、「有機物質の煤塵（ばいじん）飛散」として「ダイオキシン」と挙げ、「24時間稼働の焼却炉から毒物が飛散」という記載もされていました。しかし、通知人新設プラントにおいては、法律では1日1ナノグラム以下のダイオキシンの排出が法規制となっています。通知人新設プラントでは、この法規制の数値よりも少ない法定範囲内のダイオキシンの排出となります。無論、法は、人体に影響のない数値を基準として定めているものでありますし、通知人設置プラントではさらにこれを下回る量のダイオキシンの排出となりますので、健康被害は生じえないものといえます。さらに、既設の高槻市営前島クリーンセンターにおけるダイオキシン排出量と同じです。

また、「梶原地区建設予定産廃焼却炉事業者説明会に参加しよう！！」と題するビラには、「多種の危険廃棄物が持ち込まれ、有害化学物質が飛散する恐れ」と記載がありました。しかし、有害化学物質の飛散は、あくまで法定範囲内のものにすぎません。

つきましては、これらの記載も、やはり、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。

⑥また貴会の配布していましたが、ビラには「ハザードマップでは、5m以上の水没地域

です」「地下水脈を通じて、流域一帯を毒物が汚染します」との記載もありました。しかし、焼却物の保管場所は通知人新設プラントの4階であり、密閉容器内において保管します。つきましては、万一5mの水没があっても、流れ出すことはなく、溶出することはありません。さらに、通知人新設プラント内の水は循環式をとっており、下水等により排水されることはありません。つきましては、住民の水源地が汚染されることはありません。したがって、これらの記載も、やはり、徒に不安ないし恐怖感を与えるものです。

以上の通りですので、貴会におきましては、ご対応をよろしく申し上げます。

## 2. 貴会のホームページについて

貴会は、平成29年4月15日付のホームページ上の投稿において、〈3月20日五領公民館「事業者説明会」後の都市クリエイト殿とのやり取り〉と題して、通知人と貴会とのこれまでのやりとりについてPDFファイルを添付・掲載しています。平成29年3月20日以降のやり取りについてすべて掲載しているかのような題目ではありますが、実際には一部しか掲載がありません。これまでの通知人は、これまで、内容証明郵便だけでも①平成29年3月29日付、②同月31日付、③同年4月4日付、④同月10日付と4回送付していましたが、上記ホームページに添付されているものは、同年4月4日付のものしか添付されておられません。貴会に都合の良い部分だけ掲載して当該ホームページを見た周辺住民等に事実を誤認させようとしているようにさえ見受けられます。

つきましては、通知人に対する営業妨害ともなりかねませんので、本書面到達後1週間以内に、通知人とのやり取りのすべてを掲載していただくか、すべての掲載を削除していただくかご対応願います。

## 3. 貴会から高槻市議会議員に対する条例制定の申入れ

貴会は、平成29年4月15日付「産廃焼却炉の建設を認めない条例制定のお願い」と題する文書にて、各高槻市議会議員に対して、広く産業廃棄物の焼却施設等につき建設を認めないような条例の制定のお願いをしているようです。

このような条例は、日本国憲法に反するものです。具体的には、通知人の財産権（憲法第29条第1項）および職業選択の自由（憲法第22条第1項）を侵害しかねないものです。つきましては、貴会におきましては、本書面到達後1週間以内に、各高槻市議会議員に対して、書面により上記文書による申入れを撤回していただくよう要求します。さらに、2度と同様の申し入れをいかなる者に対しても行わないでください。

## 4. 以上の通り、通知人は改めまして貴会に要求します。

万一、貴会がこれに応じていただけない場合は、然るべき刑事上および民事上の法

複写

的手段を執らせていただくことにもなりませんので、この点、充分ご留意願います。

なお、最後に、繰り返し申し入れておりますが、通知人は、地域の安心・安全を第一に運営していく所存ですので、貴会におきましては、どうかご理解を賜るとともに、良識ある活動をお願いします。

平成29年4月19日  
大阪市北区西天満3丁目6番3号  
西天満福岡ビル5階  
福本康孝法律事務所  
都市クリエイト株式会社代理人  
弁護士 福本 康孝  
弁護士 水野 成浩

福本

産廃焼却炉対策協議会  
代表 上田 博夫 様

複写

複写

複写

差出人 〒530-0047

大阪府大阪市北区西天満3-6-3 西天満福岡ビル5階 福本康孝法律事務所

都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 福本康孝 都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 水野成浩

受取人 〒

産廃焼却炉対策協議会代表 上田博夫様

複写

この郵便物は平成29年4月19日  
第10277913446号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2017041913521100100001号

4 / 4頁

郵便認証司

29. 4. 19

郵 東 券

29. 4. 19

12-18







書」といいます。) に対し、以下のとおり回答いたします。

## 1 本件通知書1項前段—高槻市意見書に関し

### (1) 貴職らの要求内容

貴職らは本件通知書1項前段で、都市クリエイトが当協議会の求めに応じて、高槻市作成の平成28年10月13日付「事前相談書に対する意見について」と題する書面(以下、「高槻市意見書」といいます。)を開示したことに関し、当協議会の回答ないし謝罪を求めておられます。

### (2) 当協議会の回答

高槻市意見書には、高槻市が、都市クリエイトの産廃焼却炉建設計画を認める旨の記載はどこにも見当たりません。よって、都市クリエイト担当者が「高槻市が認めた」と発言したことは、誤った情報を地域住民に与えたものである、との当協議会の意見が変わることはありません。

### (3) 回答の理由

高槻市意見書には「事前相談書について、開発関係課の意見は別紙のとおりです。今後、別紙意見を検討し、必要に応じ、関係各課と調整の上、本開発事業の計画を進めていただき、各課協議の結果を議事録にて提出くださいますようお願い申し上げます。」との言葉が記載されています。都市クリエイトは、これを、説明会の場で都市クリエイト担当者が「高槻市が認めた」と発言した根拠とするようです。

しかし、上記の記載は、高槻市担当課が都市クリエイトに対して、この先、産廃焼却炉の建設計画を進めるためにクリアしていかなければならない各種条件を提示したものに過ぎず、高槻市が、焼却炉の建設を「認めた」根拠となるものではありません。このことは、高槻市意見書が「事前相談書」に対する回答に過ぎないことから明らかです。

にもかかわらず、都市クリエイト担当者は、なぜ説明会の場で、「高槻市が認めた」などと誤った発言したのか、極めて不可解です。開発事業の素人が誤解をするのであれば格別、都市クリエイトは、これまで複数のプラント開発を手掛けてきております。都市クリエイト担当者による上記発言が、ついうっかり出てしまったものであるとは、にわかには信じることはできません。

故意によるものか過失によるものかを問わず、都市クリエイト担当者の発言は、これを聴く住民に誤解を招く発言であることに疑いはありません。現に住民の中には、既に高槻市は焼却炉の建設を許可している、と誤解していた者が多数いました。そのため、当協議会は、貴社に対して、誤った情報を流したことに謝罪と訂正文の公表を求めたものです。現在も要求の正当性は何ら揺らいでいないと認識しております。

#### (4) 謝罪要求に対し

なお、都市クリエイトからは平成29年3月30日に高槻市意見書の開示を受け、貴職らより平成29年4月10日付内容証明郵便において回答がないと、謝罪文を要求されております。貴職らが何に対して謝罪を求めているのか意味が不明ですが、当協議会は、上述のとおり、高槻市意見書について、「高槻市が認めた」とする根拠としてあまりに薄弱であるとの認識であり、直ちに回答するに値しない、と考えておりました。この点、ご了解ください。

## 2 当協議会の初期のチラシの記載について

### (1) はじめに—貴職らの要請と当協議会の見解

貴職らは、本件通知書1項後段で、当協議会が初期に発行したチラシの記載に対して、不実または針小棒大な記載であり、都市クリエイトの焼却炉の建設を妨害するものなどとして、当協議会に謝罪するよう求めています。

しかし、貴職らの主張は、以下に見る通り、まったく理由がありません。

冒頭宣言した通り、当協議会は、都市クリエイトないし貴職らに謝罪するつもりは毛頭ございません。

### (2) ①の記載について

貴職らは、①で、「感染性産業廃棄物（病原菌・ウイルス）」、「特定有害産業廃棄物（発ガン性を有する物質など）」、「廃油」、「廃水」（ママ）、「廃アルカリ」、「指定下水汚泥」、「廃石綿（アスベスト）」、「水銀」と書いた記載を問題にしています。

しかし、上記のうち、「感染性産業廃棄物（病原菌・ウイルス）」、「廃油」、「廃酸」、「廃アルカリ」は、都市クリエイトも、計画の産廃焼却炉で取り扱うことを認めております。

「アスベスト」、「水銀」、「指定下水汚泥」は、いずれも「特別管理産業廃棄物」のなかの「特定有害産業廃棄物」に分類されるものですが、これらが当協議会の初期のチラシに記載されていたのは、都市クリエイトによる、産廃焼却炉で取り扱う予定の産業廃棄物についての説明が不十分であったことに起因するものです。

すなわち、都市クリエイトは、住民を対象とした説明会資料で、焼却炉で取扱う産業廃棄物について、「事業概要（営業目標品目）」との見出しで、「産業廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」とに分け、「主な営業目標品目」として「産業廃棄物」については「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、・・・」を列挙し、「特別産業廃棄物」については、「廃油、廃酸、廃アルカ

り、医療廃棄物」を列挙する資料を提供するのみでした。

資料の記載のみならず、口頭の説明でも、「特別管理産業廃棄物」の定義（「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する」産業廃棄物）についての説明がなく、特別管理産業廃棄物の中には、さらに危険な「アスベスト」、「水銀」、「指定下水汚泥」などの「特定有害産業廃棄物」も含む、といった説明もありませんでした。そして、今回の焼却炉では、「特別管理産業廃棄物」は取り扱うが、「特定有害産業廃棄物」は取り扱わない、との明確な説明もありませんでした。いまから思えば、都市クリエイトが「特別管理産業廃棄物」について十分な説明をせず、お茶を濁したような説明に終始していたのは、「特別管理産業廃棄物」の危険性ゆえ、住民から反対の声が上がるのを避けようとしていたからではないか、との疑念さえ生じます。

いずれにしても、「営業目標品目」「主な営業目標品目」との記載のみでは、計画の産廃焼却炉で取り扱う産業廃棄物が、列挙されたものに限られるのか、それ以外のもも含まれるのか、不明確と言わざるを得ません。また、「特別管理産業廃棄物」に関する都市クリエイトの説明が不十分・曖昧であるがゆえに、むしろ住民の不安が増大し、大きくは「特別管理産業廃棄物」に分類される、「アスベスト」、「水銀」、「指定下水汚泥」が「営業目標品目」に含まれるのではないか、と思うに至っても、それは無理からぬことです。

当協議会は、自主努力で産業廃棄物についての学習を重ね、当協議会発行のチラシについても、自主的に記載内容の見直しを進めてきました。初期のチラシについても、都市クリエイトが内容証明郵便を送りつけてくる前の時点から、自主的な改定をすませていることは、平成29年3月30日付回答書で都市クリエイトに回答したとおりです。

以上より、貴職らが指摘の記載は、都市クリエイトの説明が不十分であったことに起因するものであり、当協議会が貴職らから謝罪を要求されるいわれはありません。

### (3) ②の記載について

当協議会がチラシに、「都市クリエイトは、焼却炉の建設実績なし、運営も経験がありません。」と記載したことについて、貴職らは、アイテック株式会社のグループ会社の実績を上げて、上記記載が不実であると述べております。

しかし、アイテック株式会社という別会社、しかも、そのさらにグループ会社の実績を上げている点は、驚きのあまり、閉口せざるをえません。都市クリエイト自体に、焼却炉の建設実績なし、運営も経験がないことは疑いない事実です。都市クリエイト担当者も、説明会の発言でこのことを認めておりました。

さらに都市クリエイト担当者は、説明会の場で、アイテック株式会社のグループ会社の存在については一言も述べておりませんでした。むしろ、説明会の場では、焼却炉の設計や建設については、同席している株式会社アクトリー、大和ハウス工業株式会社の担当者の発言を頼りにし、運転管理については、株式会社アクトリーの研修施設で研修させる、との発言があるなど、これを聴いている住民をして不安にさせるに十分な内容でした。

貴職らの主張は、後付けの詭弁と言わざるを得ません。

以上のとおりであるにもかかわらず、貴職らが、当協議会に対し「不実を記載したもの」「明らかに通知人に対する名誉棄（ママ）損や営業妨害に当たり得ます」と述べていること自体が問題であると言わざるを得ません。

#### （４）③の記載について

ア まず、当協議会がチラシに「１日７０台以上」の大型運搬車が走行する、と記載した点について、貴職らは、７０台はあくまで最大であって、上記の記載は不実である、と述べております。

しかし、最大７０台の根拠が不明です。最大７０台とするには、それなりの根拠があると思われるところ、その根拠が都市クリエイトから示されたことはありません。

実際、都市クリエイトが計画している焼却炉と同規模の他の焼却炉では、１日に１００台以上の運搬車が入り出しているとの情報もあり、最大７０台という数字が絶対的なものかは、にわかに信じがたいところです。

貴職らも、１日７０台「ほど」、「見込まれています」などと曖昧な表現を使っていることが、このことを物語っています。

よって、真実が何か不明である以上、上記の記載が「不実」であるとの貴職らの主張は理由がありません。

イ 貴職らは、７０台の通行が増えるとしても、それは１７１号線の通行量に比して、針小棒大である、などと主張します。

しかし、新名神高速道路を利用する運搬車は国道１７１号を右折により焼却炉敷地へ入場すると想定されます。１７１号線の１日当たりの通行量が４０８００台であるとすれば、大阪方面、京都方面の通行量は各２万台以上にのぼることが推測されるところ、１日に２万台以上もの対向車がある片側２車線道路で、入場の度に右折車両が追い越し車線に滞留する状況は、日常的に道路を利用する住民にとって決して看過できるものではありません。高槻東道路の開通により既に交通量は増加しているように感じられ、渋滞がさらに拡大する懸念だけでなく、追突事故等の危険が増大し、さらには、その車両に特別管理産業廃棄物が１トン以上も（ $94.8 \text{ トン} / \text{日} \div \text{最大} 70 \text{ 台} / \text{日} = 1.35 \text{ トン} /$

台) 積まれていると考えると、交通の安全が非常に懸念されます。

よって、貴職ら指摘の記載は、何ら針小棒大なものではありません。

#### (5) ④の記載について

当協議会が、チラシに「ひとたび交通事故が起きれば毒物が飛散します。」と記載したことに対し、貴職らは、運搬車は周辺住民の生活道路を通行することはありません、など諸点を挙げて、上記記載は徒に不安を与えるもの、などと主張しています。

しかし、周辺住民は、自動車や自転車、あるいは徒歩で、焼却炉計画地周辺の171号線を頻繁に通行しています。周辺住民にとっては、171号線が、生活道路のようなものです。「運搬車が出入りするのは日中のみ、出入り口ガードマン2名配置」、との内容も、3月20日の説明会で初めて聞いた内容であり、しかも、都市クリエイト担当者は当初この点に関する説明を誤っておりました。いかにも計画として固まったものでないことがうかがえます。いずれにしても、特別管理産業廃棄物の運搬車に交通事故が起これば、積荷によって住民に危害が及ぶおそれは否定できず、貴職らが挙げる理由が、周辺住民の不安を払しょくするものではありません。

よって、貴職ら指摘の記載は、何ら周辺住民に徒に不安や恐怖感を与えるものではありません。

#### (6) ⑤の記載について

当協議会がチラシに「有機物質の煤塵(はいじん)飛散」「ダイオキシン」「24時間稼働の焼却炉から毒物が飛散」と記載していたことに対し、貴職らは、ダイオキシンなどの有害化学物質の飛散は法定範囲内の排出に過ぎず、人体に影響がない、上記記載は徒に不安ないし恐怖感を与えるもの、などと主張しています(なお、貴職らは、ダイオキシン類の法定規制値を「1ナノグラム」としていますが、正しくは、「1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N」(0°Cで1気圧の場合の1m<sup>3</sup>の大気中に含まれる量)であり、意味が全く異なりますのでご留意ください)。

しかし、この点については、① たとえ法定基準値以内であっても、ばいじん、硫酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類等、人体に有害な物質が排出されていることに変わりがないこと、② これらの有害物質の排出量が法定基準値の範囲内であるからといって、絶対に安全であるとか、子や孫の世代にもまったく影響がない、などとは現在の科学技術をもってしても断言することはできないこと等、法定基準値内だからと言って許されるものでない理由は、当協議会が市長あてに提出した平成29年3月17日付意見書に記載し

ているとおりで。

よって、有害化学物質の排出が法定範囲内であるからと言って、人体に影響がないとは断言できません。上記の記載が徒に不安ないし恐怖感を与えるものでないことは明らかです。

#### (7) ⑥の記載について

当協議会が、そのチラシで「ハザードマップでは、5 m以上の水没地域です」「地下水脈を通じて、流域一帯を毒物が汚染します」と記載したことに対して、貴職らは、徒に不安ないし恐怖感を与える、などと主張しております。

しかし、貴職らはその理由として挙げる、「焼却物の保管場所は新設プラント4階」であるとの点について、4階が保管場所となるのは、感染性産業廃棄物のみと認識しております。他の、爆発性、毒性に係る特別管理産業廃棄物は1階で保管されるものではないでしょうか。また、感染性産業廃棄物や、爆発性、毒性に係る特別管理産業廃棄物、その他の産業廃棄物を焼却した後のばいじんは、有害物質が濃縮された有害性の高い物質であるところ、焼却後のばいじんは、1階で保管されるのではないのでしょうか。なお、感染性廃棄物が4階で保管されているから絶対に安全というわけでもありません。さらに、4階の保管場所に上げるまでの運搬や荷下ろしの過程で事故や災害に遭えばまったく意味がありません。

また、仮に計画の焼却炉から排水がされることがないとしても、焼却炉敷地の土壤汚染の可能性は否定できず、土壤汚染が地下水や水源を汚染する危険がないとはいえません。さらに、水害があれば、水源地が汚染されるのは容易に想定できます。

よって、やはり、貴職ら指摘の上記の記載が徒に不安ないし恐怖感を与えるものでないことは明らかです。

#### (8) 小結

以上のおり、当協議会が初期に発行したチラシの記載について、貴職らが指摘する点は、まったく当たりません。冒頭、宣言した通り、当協議会は、都市クリエイトないし貴職らに謝罪するつもりは毛頭ございませんので、悪しからずご了承ください。

### 3 都市クリエイト・貴職らとの文書やりとりの開示ないし削除要請について

(1) 貴職らは、都市クリエイトないし貴職らとの文書によるやり取りの一部について当協議会ホームページで公開していないことを問題視しています。

(2) しかし、当協議会がホームページで公開済みのやりとりは、説明会開催

に関する都市クリエイトとのやりとり部分を取り出したものです。3月20日の説明会に来場したが、会場に入れなかった住民のために、再度、説明会を開催する、と述べていたことから、3月20日以後、都市クリエイトとの間で、説明会開催に向けた文書のやりとりを続けておりました。しかし、都市クリエイト側が一方的に交渉を打ち切り、交渉決裂に至ったことから、説明会開催に関する文書のやりとりを公開に踏み切ったものです。

(3) いまだ公開していない文書のやりとりは、まさに、都市クリエイトないし貴職らが、当協議会の、看板、のぼり、チラシ等について名誉毀損、業務妨害を理由に撤去、修正を要請してきた件に関するやりとり部分です。当協議会としては、これらのやりとりを公開することに何らの支障もなかったのですが、説明会の開催とはテーマが異なるため、異なるテーマを含むやりとりを一度に全部公開することは、住民らに混乱を招くと思われたことと、貴職らの法律専門家としての面目に配慮して公開を見送ってきたものです。しかし、今般、貴職らが公開を要請してきましたので、本書面も含め、すべてのやりとり文書を公開いたします。

(4) なお、貴職らの法律専門家としての面目に配慮、とは、貴職らが平成29年3月31日付けで送付してきた通知書に関してのものであります。

同通知書で、貴職らは、都市クリエイトを代理して、当協議会に対し、看板、のぼりから「都市クリエイト」の社名表示を削除せよ、と要請し、告訴・民事訴訟提起をも辞さない構えで、強硬に上記の要請をのませようとしてきました。

これに対して、当協議会は、平成29年4月9日付回答書において、過去の裁判例から、「都市クリエイト」の社名を削除すべき明確な根拠が見いだせないこと、これが名誉毀損等に当たるといえるのであれば、過去の判例等、具体的な根拠をご教示いただきたい旨、法律専門家である貴職らに申し向けました。しかるに、貴職らは、続く同年4月10日付通知書において、上記質問には応えず、再び過去のチラシの記載に話をすり替えてくる、といった、ごまかしかと思える態度に出てきたのでした。

当協議会は、これを公開すること自体が、貴職らの法律専門家としての面目に悪影響を及ぼすのではないかと配慮し、公開をとどまったものです。

上述のとおり、今般、貴職ら自身が公開を要請してきましたので、本書面も含め、すべてのやりとり文書を公開いたします。

#### 4 当協議会の条例制定の申し入れについて

貴職らは、当協議会が高槻市議会議員に条例制定を申し入れていることが、都市クリエイトの財産権（憲法29条1項）および職業選択の自由（憲法22条1項）を侵害しかねない、などと主張して、高槻市議会議員に対する申し入

れを撤回するよう要請しております。

しかし、私人が市議会議員に条例制定を申し入れることが、事業者の財産権（憲法29条1項）および職業選択の自由（憲法22条1項）を侵害するなどという議論は聞いたことがありません。

基本的人権も公共の福祉による制限を受け、貴職らが主張する、財産権（憲法29条1項）および職業選択の自由（憲法22条1項）といった経済的自由は、表現の自由（憲法21条1項）などの精神的自由に比べて、広範な制約を受けるとされています。当協議会が市議会議員に条例制定を申し入れる行為は、まさに表現の自由で保障される行為であり、憲法上手厚く保護されるものです。

仮にも法律専門家である貴職らにおかれては、刑事上および民事上の法的手段を執る、などと威圧しながら、荒唐無稽な法律のご主張を連発されることは、厳に慎んでいただきますようお願い申し上げます。

### 第3 結語

以上のとおり、都市クリエイトおよびその代理人である貴職らの主張には、何ら正当な理由が認められません。

当協議会は、住民の不安に真摯に耳を傾け、その不安を解消すべき責任は、開発事業者である都市クリエイトの側にあると認識しております。産廃焼却炉という周辺環境に大きな影響を及ぼす施設を建設し運転管理していこうとする事業者は、建設そのものに反対する住民の声をも真摯に聴き入れ、自社の建設計画や説明態度に何か問題がなかったかを省み、粘り強く住民と向き合い、それでも地元住民の反対の声が大きい場合は、計画を進めることの是非（撤退も含む）をも検討する、謙虚な姿勢が求められるのではないのでしょうか。

しかるに、これまで都市クリエイトがとってきた一連の行動は、まことに遺憾ながら、かかる謙虚な姿勢は一切看取できませんでした。むしろ、3月20日説明会では、その冒頭、住民による反対意見の表明を牽制するような言動をとり、地域住民の純粋な活動である当協議会の活動を外部の運動家が煽動している運動であるかのような虚偽の情報を流布して住民運動を歪曲しようと画策し、法的な根拠に疑義があるにもかかわらず、弁護士を通じて、法的措置に及ぶことをちらつかせながら、恫喝ともとれる、威圧的な内容証明郵便を執拗に送りつけてきては、建設反対の看板、のぼり、チラシ等の表現の削除、撤回、謝罪を要請してくるなど、謙虚な姿勢とは、まったく正反対の行動に出ています。

当協議会は、このような都市クリエイトの企業姿勢に鑑み、改めて、都市クリエイトが計画する産廃焼却炉の建設は、その建設計画自体に断固反対せざるを得ないとの決意を固めた次第です。



冒頭述べた通り、当協議会は、今後も続くであろう、都市クリエイトおよび貴職らによる不当な要求に屈することなく、さらなる反対運動に邁進してまいります。当協議会の活動にご理解をお願い申し上げます。

以 上